

ヘルパーステーション「れいんぼー」指定訪問介護重要事項説明書

《令和 年 月 日現在》

これは、指定訪問介護の開始にあたって契約締結を行なう際、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第2章に基づいて、当事業者があらかじめ説明しなければならない事項を記したものです。

1. サービスについての相談窓口

電話 0744-45-1178

(月曜日～金曜日の8時30分～17時15分まで)

担当 森山 寿美代

2. 事業者の概要

法人名	社会福祉法人 桜井市社会福祉協議会
代表者名	会長 福井 達郎
法人所在地 (連絡先)	奈良県桜井市大字粟殿1000-1 TEL 0744-42-2724 FAX 0744-46-5052
事業内容	社会福祉を目的とする事業

3. 訪問介護事業所の概要

(1) 事業所の名称、所在地及びサービス提供地域

事業所名称	社会福祉法人桜井市社会福祉協議会 ヘルパーステーション「れいんぼー」
介護保険指定事業所番号	奈良県第2970600132号
事業所所在地	奈良県桜井市大字桜井535-1 (桜井市社会福祉協議会分館内)
サービス提供地域	桜井市

(2) 職員の体制

職種	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1名		1名
サービス提供責任者	介護福祉士	2名		3名
	1級修了者		1名	
サービス従事者	介護福祉士	3名	7名	12名
	介護職員実務者研修、 介護職員初任者研修 (1～2級修了者)		2名	
事務職員		1名		1名

(3) サービス提供日及び時間

	早朝 7:00～8:00	昼間 8:00～18:00	夜間 18:00～19:00	備考
平日	○	○	○	
土・日・祝日	○	○	○	

※ ただし、12月29日から1月3日は休業。

その他休業日は、会長が必要と認めた日。

(4) 運営の方針

利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供を心がけます。

利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、訪問介護サービスを提供します。

4. サービスの内容

サービス区分と種類		サービス内容
身体介護	食事介助	全面介助 一部介助 配膳 後片付け
		服薬の介助 水分補給
	排泄介助	おむつ交換 ポータブル介助 (後始末含む) トイレ介助 採尿器具利用 トイレ誘導
	衣類着脱の介助	全面介助 一部介助
	入浴介助	浴室への誘導 全面介助 一部介助
	身体の清拭	全身 部分 手足浴 口腔洗浄 (歯磨き) 洗髪 局部洗浄
		体位変換 拘縮予防運動
整容	整髪 爪切り	
外出の付添い	通院 買物	
生活援助	調理	全面調理 下ごしらえ 配膳 食後の後片付け
	洗濯	衣類 寝具 タオル類
	掃除・整理整頓	居間 寝室 台所 浴室 玄関 ごみの処理
	買い物	日常生活に必要な物品の買物
	その他	薬の受取り 衣類の補修
通院等乗降介助		

※ 但し、直接本人の援助に該当しない行為や、日常生活の援助に該当しない行為は、介護保険のサービスの対象にはなりません。

5. 利用料金

(1) サービス料金

【基本料金表】

(地域区分単価 10.21 円)

サービス内容	サービス時間	基本単位
身体介護	～19分	1 6 3
	20分～29分	2 4 4
	30分～59分	3 8 7
	60分～89分	5 6 7
	90分以上 30分毎に加算	8 2
生活援助	20分～44分	1 7 9
	45分～	2 2 0
身体介護に引き続き生活援助を行う場合	身体介護 20分～29分＋ 生活援助 20分～44分	3 0 9
	身体介護 20分～29分＋ 生活援助 45分～69分	3 7 4
	身体介護 20分～29分＋ 生活援助 70分～	4 3 9
通院等乗降介助	一回	9 7

訪問介護初回加算（1月につき）	200
緊急時訪問介護加算	100
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	1月の単位数合計の22.4%

※ 桜井市は地域区分が7級地であるため、上記表の単位数に10.21円を乗じた金額が基本料金となります。

- ・ 介護保険の適用となるサービスを利用する場合の利用料は、原則として基本料金（基本料金表）の各利用者の負担割合に応じた額（1割又は2割、3割）となります。ただし、介護保険の適用の範囲を超えたサービス利用については全額自己負担になります。
- ・ 早朝（7時～8時）夜間（18時～19時）のサービスは基本料金の25%増しとなります。
- ・ やむを得ない事情で利用者の同意のもと2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※ ただし、介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により、法定代理受領がなくなる場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金をお支払いいただき、事業者はサービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日桜井市の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

（2）交通費

付き添いサービスを行う上で交通機関等を利用する場合の交通費は利用者負担となります。

買い物や菓の受取り等に行く場合、交通費の実費を負担していただきます。

自動車・単車の場合は、次の額となります。

利用者の居宅から片道概ね 5km以上 10km未満	300円
利用者の居宅から片道概ね 10km以上	10km毎に300円を加算

※ この際、駐車料金が必要となった場合は、実費料金を負担していただきます。

（3）キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が必要です。

ご利用当日の前日 17時 15分までにご連絡いただいた場合	無 料
サービス実施当日にご連絡いただいた場合	当該基本料金の10%
ご連絡がなかった場合	当該基本料金の50%

（4）その他

利用者の居宅において、サービスを提供するために使用する、電気、ガス、水道等の費用は、別途利用者負担となります。

（5）利用料その他の費用の請求及び支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払いください。お支払方法は、口座振替（引落し）とさせていただきますが、当事業所指定口座への振込みでも結構です。お支払いをしていただきますと、翌月の請求書と合わせて領収証を発行します。

※ 支払期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に全額支払いがない場合には、契約を解約させていただくこともあります。解約後に未支払分をお支払いいただきます。

6. 虐待防止に関して

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定及び設置（事業管理者とします）
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備
- ④ 虐待の防止のための定期的な研修の実施
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを行政機関等に通報します。

7. 身体拘束について

原則として利用者に対する身体拘束は行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者本人・家族等に対して説明し同意を得た上で、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。

8. 衛生管理等について

事業所において感染症の発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を行います。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- ③ 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期的な実施

9. 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

10. サービス利用にあたっての禁止事項（利用者・ホームヘルパー）

- ① 暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- ③ 写真や動画撮影、録音等を無断で行うこと

11. 緊急時の対応方法について

サービスの提供中に状態の変化等があった場合、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

1.2. 事故発生時の対応について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、桜井市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1.3. サービス内容に関する苦情

当事業所の窓口	電話番号	0744-45-1178
	FAX番号	0744-46-5068
	事業管理者	森山 寿美代
桜井市の窓口	所在地	奈良県桜井市大字粟殿432-1
	電話番号	0744-42-9111
	担当課	桜井市福祉保健部高齢福祉課介護保険係
公共団体の窓口	所在地	奈良県橿原市大久保町302番地の1 奈良県市町村会館5階
	電話番号	0744-21-6811
	フリーダイヤル	0120-21-6899
	FAX番号	0744-21-6822
	担当課	奈良県国民健康保険団体連合会事業課介護苦情係

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所 奈良県桜井市大字桜井535番地の1
社会福祉法人桜井市社会福祉協議会
ヘルパーステーション「れいんぼー」 印

説明者 森山 寿美代 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定訪問介護について重要事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印